

第 3 章

不当労働行為の審査

第3章 不当労働行為の審査

第1節 概況

(1) 取扱件数の概要

令和4年中に新規に受け付けた不当労働行為救済申立事件はなかった。令和3年からの繰越事件が1件終了した。

なお、最近の不当労働行為救済申立事件の取扱状況は、次表のとおりである。

状 況		25年～28年	29年	平成30年～ 令和2年	3年	4年	
係 属 状 況	前年からの繰越	0	1	0	0	1	
	新規申立	1	0	0	1	0	
	計	1	1	0	1	1	
	申立人	組 合	1				
		個 人				1	
		組合・個人					
	新規申立	該 当 号	1				
			2	1			
			3				
			4				
			1・2				
			1・3				1
			1・4				
			2・3				
2・4							
1・2・3							
1・2・4							
終 結 状 況	取 下 和 解	和解以外の取下					
		和 解	関 与		1		1
			無 関 与				
	計		1			1	
移 送							
命 令 ・ 決 定	命 令 ・ 決 定	全 部 救 済					
		一 部 救 済					
		棄 却					
		却 下					
		計					
終 結 計		1			1		
次 年 へ 繰 越	1	0	0	1	0		

(2) 審査期間の目標達成状況

①審査の目標期間

福井県労働委員会では、審査期間の目標を1年と定めている。

②所要日数

年 区 分	25年～28年	29年	平成30年～ 令和2年	3年	4年
100日未満					
100～299日		1			
300～499日					1
500～699日					
700～999日					
1,000日以上					

第2節 取扱事件一覧

事件 区分	業 種	従業員 (組合員) (人)	求める救済の内容	7条 号別 区分	申立年月日	終結状況 終結年月日
令和 3年 (不) 第1号	廃棄物 処理業	77	謝罪文交付	1.3	R3.9.24	R4.11.7

(注) 従業員、組合員数は申立時の人数である。

第3節 審査の概要

救済申立ての内容、審査経過等は次のとおりである。

令和3年(不)第1号 不当労働行為救済申立事件

(1) 当事者等

申立人 個人申立人2名

被申立人 X株式会社(廃棄物処理業)

公益委員 井上会長、川村代理、稲田委員(令和4年5月25日まで)、清水泰幸委員、小池委員、竹内委員(令和4年5月26日から)

参与委員 (労) 寺島委員(令和4年5月25日まで)、林委員(令和4年5月26日から)、橋岡委員、(使) 清水則明委員、中村委員

(2) 申立ての概要と請求する救済内容

①会社が、係長らを指嗾して組合の執行部退陣を要求させ同組合の臨時大会の運営を妨害したことは組合への支配介入である。②会社が組合の書記長であった申立人に対して、携帯電話を貸与しなかったり、印鑑の作成を妨害する等の嫌がらせを行ったことは、組合員であることを理由にした不利益扱いである。③2021年9月30日付けでの会社解散を決定したことは、組合の執行部の排除を目的とするものであり、組合への支配介入および組合員の不利益取扱いに該当する不当労働行為である。会社解散の撤回、原職復帰、バックペイおよび謝罪文の交付を求める。

なお、③については、2月9日、申立てが取り下げられた。また、2月14日①の申立事実の内容については、「臨時大会の運営を妨害したこと」を「定期大会の運営を妨害したこと」に補正された。申立ての一部取下げにより、請求する救済内容については謝罪文の交付のみとなった

(3) 答弁書の概要

申立人の主張については、すべて否認ないし争う。申立人の請求をいずれも棄却するとの命令を求める。

(4) 審査の経過

令和3年9月24日の申立て後、5回の調査と2回の和解協議を行った。第2回の和解期日において関与和解が成立し本件は終結した。(審査期間410日)

令和3年	9月24日(金)	不当労働行為救済申立
	9月28日(火)	第542回公益委員会議 ・審査開始の決定
11月30日(火)		第1回調査
令和4年	2月9日(水)	第2回調査(申立人のみ)
	4月6日(水)	第3回調査
	6月1日(水)	第4回調査
	7月27日(水)	第5回調査
	10月3日(月)	第1回和解
	11月7日(月)	第2回和解

(和解協定書締結、和解認定【審査終了】)